2023（令和5）年度補正予算（石油流通関係）について

2023（令和5）年度補正予算のうち、SS等の地域配送拠点における災害対応力強化事業の補助スキームが決まりましたので、ご連絡いたします。

2023（令和５）年度補正予算（SS等の地域配送拠点における災害対応力強化事業）：90 億円

1.対象設備等

【1】補助対象設備

①燃料貯蔵タンク等の大型化等
②燃料貯蔵タンク等の修繕
③ベーパー回収設備
④緊急配送用ローリー
⑤POS システム
⑥灯油タンク等スマートセンサー
⑧自家発電設備

【2】補助対象者

①～⑥の設備 （SS等が対象）	・中核SS又は住民拠点SSを運営する揮発油販売業者もしくは所有者 ・品確法登録SSを運営もしくは所有するBCP策定済の者 ※中核SS、住民拠点SSおよびBCP策定済みSSを総称して「SS等」とする
①～②、④の設備 （油槽所等が対象）	・小口燃料配送拠点又は配送拠点を運営する揮発油販売業者もしくは所有者 ・油槽所（小口燃料配送拠点及び配送拠点以外の油槽所をいう）を所有する揮発油販売業者もしくは石油販売業者であってBCP策定済の者 ※小口燃料配送拠点、配送拠点および油槽所を総称して「油槽所等」とする
⑧の設備	・中核SSを運営する揮発油販売業者もしくは所有者 ・小口燃料配送拠点を運営する揮発油販売業者もしくは所有者、又は油槽所を所有する揮発油販売業者もしくは石油販売業者であってBCP策定済の者（但し油槽所にあっては申請日時点で設置後8年以上経過したものに限る） ・BCP策定済の石油組合及び石油組合を会員とする連合会

※予算を超える応募があった場合の考え方
・補助率按分方式とする
・申請案件すべてを採択（要件不備案件等は除き、補助要件を満たす案件は全て採択（⑧自家発電設備は申請受付順に採択））
・予算を超える場合は、補助率を按分（超過相当分）の上で採択（⑧自家発電設備を除く）

※油槽所等の定義（次の何れかに該当すること）
・全石連又は石油協会から補助金の交付を受けている「小口燃料配送拠点」または「配送拠点」
・「油槽所」にあっては、1基 30KL 以上又は２基以上 40KL 以上の燃料貯蔵タンク及び配送用ローリーを保有し、災害時に配送体制があるもの

【3】補助率

（自家発電設備以外の設備）

中小企業　2／3

非中小企業　1／3　※大企業、元売販社、全農 等

※「みなし大企業」に該当する中小企業者は非中小企業の補助率を適用

（自家発電設備）

10／10

【4】補助上限額

◇補助上限額の算定

補助対象経費×2／3＝補助上限額　※中小企業の場合。非中小企業は1／3を乗じた額

◇また補助上限額の考え方は次のとおり

・補助対象設備毎に補助上限額を設定する（1SSあたり及び1事業者あたり）

・①～⑥の設備については、特定の事業者が集中して申請することなく、1SS事業者を含め、広くあまねく利用してもらうことが適切。このため、同一事業者における補助対象設備の申請件数について上限を定める

※補助対象設備の申請件数（上限）：1事業者あたり：4SSまで、1SSあたり：4設備までとする

※油槽所等はそれぞれ1SS とみなし、上限4SSの範囲での申請とする

※今回の補正予算については「リピーター」の取り扱いはなし

2. 補助対象設備毎の補助要件等

【1】燃料貯蔵タンク等の大型化等

●災害時に備えたSSや油槽所におけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための燃料貯蔵タンク・配管の大型化等の入換や更新を支援（新増設及び容量増を伴わない入換を含む）

①補助対象者：揮発油販売業者等（詳細は上記1.【2】のとおり）

②補助率：中小企業2／3（過疎地は3／4）、非中小企業1／3

③補助対象設備：

ア）燃料貯蔵タンク更新工事（燃料貯蔵タンク本体も補助対象とする）

イ）配管更新工事（配管単独の入替工事も認める）

④補助上限額：

ア）燃料貯蔵タンク更新工事　1SSあたり：3,000 万円（過疎地は3, 375万円）

イ）配管更新工事　1SSあたり：2,000 万円（過疎地は2, 250万円）

※燃料貯蔵タンクとは、SS等にあっては地下タンク、油槽所等にあっては地上タンク及び地下タンクを対象とする（配管についても同様）

※過疎地向けの補助率 3/4 は、大型化等容量増を伴う入換に限る

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②設備や従業員の安全確保の上、地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【2】燃料貯蔵タンク等の修繕

●地下タンクからの危険物漏えい防止のための補強工事や油槽所タンク等の修繕工事を支援

①補助対象者:揮発油販売業者等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率:中小企業2／3、非中小企業1／3

③補助対象設備:

ア)漏えい防止対策工事

a)危険物漏えい未然防止事業

ⅰ)内面ライニング施工工事

ⅱ)電気防食システム設置工事

b)危険物漏えい早期検知事業

ⅲ)精密油面計設置工事

ⅳ)統計学による漏えい監視システム設置工事

イ)油槽所タンク等の修繕工事

・地上タンクや露出配管の塗装更新、螺旋階段・手すりの更新等油槽所タンクの維持に必要な修繕工事

④補助上限額:

ア)漏洩防止対策工事

a)危険物漏えい未然防止事業

ⅰ)内面ライニング施工工事 1SSあたり:1,000 万円

ⅱ)電気防食システム設置工事 1SSあたり:500 万円

b)危険物漏えい早期検知事業

ⅲ)精密油面計設置工事 1SSあたり:300 万円

ⅳ)統計学による漏えい監視システム設置工事 1SSあたり:300 万円

イ)油槽所タンク等の修繕工事

1施設あたり:1,000 万円(中小企業)

500 万円(非中小企業)

※補助率については、申請給油所等が立地している地域に関わらず同一の補助率を適用

※ア)漏洩防止対策工事については規制対象年度ではない地下タンクを対象とする。

※同一SSにおいて、40年対応で油面計を補助金で設置した後、50年対応で内面ライニング施工工事もしくは電気防食工事を行う場合は、油面計に係る財産処分(残存簿価相当額の返還等)を行った上で申請を認める(現行運用通り)

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【3】ペーパー回収設備

●ペーパー回収設備の導入を支援

①補助対象者:揮発油販売業者等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率:中小企業2／3、非中小企業1／3

③補助対象設備:ペーパー回収設備(計量機、荷卸設備)・設置工事

④補助上限額:1SSあたり:600 万円、1事業者あたり:1,200 万円

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【4】緊急配送用ローリー

●緊急配送用ローリーの導入を支援

①補助対象者

揮発油販売業者、石油販売業者(小口配送拠点及び配送拠点事業者)等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率:中小企業2／3、非中小企業1／3

③補助対象設備:省エネ型ローリー(油種は制限しない)

④補助上限額

・1 事業者1台の申請に限る

・タンク容量が 10KL 未満のローリー:400万円/台

・タンク容量が 10KL 以上のローリー:1,000 万円/台

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

④各都道府県組合の保有ローリーリストに追加し管理すること

【5】POS システム

●POS システムの導入・更新や、車番認証システム等の導入を支援

①補助対象者:揮発油販売業者等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率:中小企業2／3、非中小企業1／3

③補助対象設備:

ア)POS システム設置工事

・POS 本体・付属機器(SSC 含む)、屋外機器(外設 POS、釣銭機)、設置工事

イ)車番認証システム等設置工事

・車番認証システム設置工事、デジタルサイネージ設置工事

④補助上限額:

ア)POS システム設置工事

①セルフSSの場合(フルSSのセルフ化含む)

1SSあたり:1,000 万円

1事業者あたり:2,000 万円

②フルSSの場合

1SSあたり:300 万円

1事業者あたり:600 万円

イ)車番認証システム等設置工事

1SSあたり:300 万円

1事業者あたり:600 万円

※ア)POSシステム設置工事において、申請事業者(複数SS運営)がセルフSSとフルSS双方の改造申請する場合の1事業者あたりの補助上限額は 2,000 万円とする

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②SS設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り給油を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【6】灯油タンク等スマートセンサー

●家庭等の灯油タンク(ホームタンク)等にスマートセンサーを設置して、在庫量の自動検知化を図ることにより、ローリーの計画配送や配送要員の効率的配置など燃料配送の合理化に資する取組を支援

①補助対象者:揮発油販売業者等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率:中小企業2/3、非中小企業1/3

③補助対象設備:灯油タンクスマートセンサー、設置工事

④補助上限額:1事業者あたり:875 万円

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【8】自家発電設備

●中核SSや小口燃料配送拠点の自家発電設備の更新、油槽所や石油組合事務所への自家発電設備の設置を支援

①補助対象者:中核SS、小口燃料配送拠点、油槽所、石油組合等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率:10/10

③補助対象設備:自家発電設備

④補助上限額:1SSあたり:250 万円(中核 SS)

1施設あたり:600 万円(中核SS以外)

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

備考

※R4補正予算で対象としてきた省エネ型洗車機、タブレット型給油許可システム、地下タンク撤去工事については、R5補正予算の補助目的が「災害対応能力の強化」となっている観点から対象外となる

但し、

・タブレット型給油許可システムについては、中小企業庁「中小企業省力化投資補助事業（カタログ予算）」の対象設備となるよう資源エネルギー庁と調整中

・地下タンク撤去工事については、R6当初予算で継続的に措置

以上